

研修管理委員会要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第6条第1項（平成14年12月11日付け厚生労働省令第158号）の規定に基づき、臨床研修の管理および運営を図るため、研修管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 初期臨床研修医、後期臨床研修医および専攻医の採用および処遇に関すること。
- (2) 臨床研修プログラムに関すること。
- (3) 他院臨床研修プログラムとの連携に関すること
- (4) 他院専門研修プログラムとの連携に関すること
- (5) 初期臨床研修医、後期臨床研修医および専攻医の評価に関すること。
- (6) 卒前教育における医学実習の受入れおよび実施に関すること。
- (7) その他臨床研修に関すること。

(組織および任期)

第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 病院長
 - (2) 副院長、事務局長、看護部長、薬剤部長、中央放射線部技術科長、中央検査部技師長
 - (3) 診療科長または診療科長に相当する者
 - (4) 協力型臨床研修病院および臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - (5) 当病院、協力型臨床研修病院および臨床研修協力施設以外に所属する医師、有識者等
 - (6) その他院長の指名する者
- 2 委員長は、病院長とする。
 - 3 副委員長は、院長の指名する者（臨床研修プログラム責任者）とする。
 - 4 第1項第5号および第6号の委員の任期は2年とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 委員長は、管理委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 管理委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 管理委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数の場合は委員長が決定する。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、関係者を管理委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(臨床研修委員会への委任)

第7条 管理委員会に運営上必要な事項は、別に定める臨床研修委員会において決定する。

(庶務)

第8条 管理委員会に関する庶務は、医局担当課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。